

岩手県議会告示第3号

岩手県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月12日

岩手県議会議長 城内 愛彦

岩手県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

岩手県議会が保有する個人情報の保護等に関する規程（令和5年岩手県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) [略] (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (6)～(15) [略] (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u> (17) [略]	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2号の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) [略] (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 (6)～(15) [略] (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u> (17) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和8年6月14日から施行する。